

第 1 回下関市指定管理候補者選定委員会（自転車等駐車場）  
議 事 録

日 時 令和元年 8 月 21 日（水） 午後 2 時から午後 3 時まで  
場 所 カラトピア 5 階 E 会議室（下関市唐戸町 4 番 1 号）  
出席者 委員（A～E） 5 名  
事務局 下関市都市整備部交通対策課 4 名

1 開会

2 委嘱状交付

- ・委員に委嘱状を交付

3 議事

(1) 委員長選出等

- ・委員全員が出席のため、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 9 条第 3 項の規定により会議が成立していることを報告
- ・委員の互選により委員長を選出
- ・委員長が委員長職務代理者を指名
- ・委員長が本日の会議の議事録署名委員を指名
- ・選定委員会の会議の公開・非公開について

(委員長) この会議は、手続条例施行規則第 9 条第 5 項により、原則として公開とすることになっているが、これから行う議事のうち、(5) 審査項目、審査基準、配点、採点方法等については、審査、採点の方法の詳細に関するものになる。指定管理候補者を選定する前に外部へ公開されると、公平公正な審査に影響が出る可能性がある。議事の (2) 指定管理者制度についてから (4) 募集要項、業務仕様書等についてはまでは公開とし、(5) 審査項目、審査基準、配点、採点方法等についての審議内容と審議に係る資料に関しては、指定管理候補者が選定されるまでの間、同規則同条ただし書きにより、非公開としたい。

(委員一同了承)

(事務局) 選定委員会の円滑な進行、実質的な審理を確保するために会議を非公開とした場合についても、選定委員会の審議結果と選定結果は、市長が指定管理候補者を決定した後、速やかに公開することとなる。選定過程の透明性や市の説明責任の観点から行うものであり、指定管理候補者となった団体名のほか、指定管理候補者の提案書、評価の考え方、基準、結果等について公表することになる。

(2) 指定管理者制度について

- ・事務局が指定管理者制度について説明

(3) 下関市有料自転車等駐車場の施設概要について

- ・事務局が下関市有料自転車等駐車場（下関市下関駅南自転車駐車場、下関市下関駅北自転車駐車場、下関市下関駅原動機付自転車等駐車場）の施設概要について説明

(B委員) 利用状況が3年前に比べて徐々に増加している。原付は横ばいであるが、下関駅北、南については利用が改善されている。改善された理由は、

(事務局) 下関駅北の一般利用は順調に増加しているが、定期は学生利用が減少しており、これについては対策を考えないといけないと思っている。下関駅南については、厳しい利用状況となっている。少しずつ伸びている状況ではあるが、バスターミナルや駅から離れていることもあり低調である。

(4) 募集要項、業務仕様書等について

- ・事務局が下関市有料自転車等駐車場指定管理者募集要項（案）、業務仕様書（案）の内容について説明

(E委員) 指定管理料のうち修繕費として20万円が支払われているが、20万円では足りないような修繕は過去あったか。

(事務局) ない。修繕1件につき10万円未満のものについては、指定管理者の裁量で行ない、10万円を超える修繕については、市が負担して実施する仕組みとなっている。

(E委員) 大規模な修繕が発生した場合、市がするのを待つわけにはいかないが、過去に10万円を超えるような修繕はないのか。

(事務局) ない。

(E委員) 利用料金は上限を定めているということで良いのか。

(事務局) そのとおり。

(E委員) 下関駅北も下関駅南も上限額で運用しているのか。下関駅南の利用率が低いから利用料金を下げるということは指定管理者の裁量でできるのか。

(事務局) 上限額で運用している。指定管理者より利用料金を下げるといった提案は可能であるが、ただし、市長の承認が必要となる。承認されれば、下げることができる。

(E委員) 下関駅周辺の違法駐輪であるが、現在はどのような状況となっているのか。

(事務局) 放置自転車対策としては、週2回程度の巡回を行っている。平成30年度は101日出動し、自転車は785台の札付けで、46台を撤去。原付は298台の札付けで、4台を撤去した。

(E委員) 昔と比べると、少なくなっていると判断して良いのか。

(事務局) 平成26年より放置自転車対策を開始し、当時は200台から300台くらいの放置自転車があったが、現在は、多くても一日平均で4、5台程度である。自転車利用者の理解もあり、下関駅周辺の放置自転車は非常に少なくなっている。

(E委員) 下関駅北とその前にある連絡通路であるが、特に夜が暗く、怖いと感じるが。特に女性は怖いのではないか。

(事務局) 下関駅北の中は照明がついているため、そんなに暗くないと思う。連絡通路にも照明はあるが、下関駅北と比べると若干暗いかもかもしれない。市の道路河川管理課が担当となるため、意見を伝えておく。

(E委員) 利用率の増加に繋がるかどうかは分からないが、もう少し明るくなれば良いと感じ

た。

(E委員) シーモール前の自転車専用レーンであるが、下関駅前で途切れて、その後どうしたら良いのかという場所があるが認識はあるか。

(事務局) 大丸前で途切れているのは認識している。途切れたところからは自転車を降りて歩道を押して通行し、下関駅北か南まで行ってもらおうようにしている。国道9号側の自転車レーンは下関駅北付近まで繋がっているため特に問題はないかと思うが、シーモール側は途中で途切れていることと、下関駅北や南まで距離があり、自転車を押しにくいといけないため、利用者には不便な状況となっている。シーモールでの買い物利用者の実態は、シーモール横に無料駐輪場があるため、そちらを利用する方が多く、自転車を押し、下関駅北や南まで行く人は少ないようである。

(E委員) 下関駅周辺を含めて自転車専用レーンを延伸するというような計画はあるのか。あれが完成形か。

(事務局) 今現在の形が完成形と聞いている。駅前の自転車レーンは駅前プロジェクトとして市街地開発課が整備したものである。また、市道、県道、国道の各道路管理者が協力し、下関駅から唐戸にかけて自転車がスムーズに通行できるよう自転車道が整備されている。

#### (5) 審査項目、審査基準、配点、採点方法等について

(委員長) 審査項目、審査基準、着眼点、採点方法等についてだが、ここからの議題は非公開として進めていく。

(事務局) 資料に基づき説明。

(D委員) 説明のあった審査基準は前回選定時と同じ基準か。

(事務局) 同じである。

(E委員) 前回は何社の応募があったのか。

(事務局) 応募者説明会に5社参加し、その内2社が応募した。

(委員長) いくつか質問がでたが、事務局が持ち帰って検討する内容もないため、指定管理候補者の審査について、基準、採点方法等はこの内容でよろしいか。

(委員一同了承)

## 4 閉会

第2回下関市指定管理候補者選定委員会（自転車等駐車場）  
議 事 録

日時 令和元年10月25日（金）午後1時30分から午後3時まで

場所 カラトピア5階 E会議室（下関市唐戸町4番1号）

出席者 委員（A～E） 5名

事務局 下関市都市整備部交通対策課 4名

1 開会

- ・委員全員が出席のため、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第9条第3項の規定により会議が成立していることを報告
- ・配布資料の確認

2 諮問

- ・委員会を代表して委員長へ諮問書を手渡す

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 第1回選定委員会開催後の経過報告

- ・事務局より第1回選定委員会開催後の経過報告について、次の事項を報告
  - ・第1回選定委員会での審議を踏まえて指定管理者募集要項及び業務仕様書を決定し、8月27日から公募を開始した。
  - ・9月13日に応募予定者説明会を開催し、2団体の参加があった。
  - ・募集要項等の質問について、いずれの団体からも質問書の提出がなかったため、説明会に参加した団体に9月25日付けで質問なしの回答を行なった。
  - ・申込み受付期間に1団体からの申込みがあった。
  - ・申込みのあった1団体の資格要件の適否審査について要件を満たしていることを認めた。
  - ・応募団体が5団体以下のため、本日、書類審査及びヒアリング審査の評価を総合して採点した後、選定委員会で審議、議決のうえ、指定管理候補者に推薦する団体を決定する。

(2) 審査基準、配点、採点方法等の確認及び最低制限基準の確認

- ・事務局より第1回選定委員会において審議し、決定したことを再度説明
  - ・委員一人当たりの得点は、合計で144点とする。
  - ・最低制限基準は「団体の基本理念・経営状態」から「経済性」までの13項目90点を対象とし、委員5人の合計である450点の6割である270点とする。

(B委員) 最低制限基準が委員の合計である450点の6割である270点との説明があったが、仮に、270点を下回った場合、指定管理候補者の選定はどのように進めていくのか。

(事務局) 最低制限基準を満たない場合は、指定管理候補者に選定されない。ただし、最高得

点者についてのみ、不備な点を指摘し再度提案を受け、最低制限基準を満たした場合は選定することとなる。そのため、仮に最低制限基準を下回った場合、今回の選定委員会において、不備な点を取りまとめていただき、事務局より団体に対し指摘を行い、再度提案を受けた上で、臨時で第3回選定委員会を開催し、審議し決定することとなる。

### (3) 書類審査

- ・財務に関する有識者である委員から、応募団体の財務状況等について報告及び解説
- ・応募団体の提案内容について審議

(B委員) 長期借入金と総資産の組み合わせとしてこの手の業界であれば普通の状況なのか。

(C委員) 普通と考えて良い。長期借入金総資産の約8割、年商の約5割強となっている。年商に近づくと資金繰りが危なくなるが、半分ちょっと超える程度であり、債務超過に陥っていないことから、規模に見合って底堅いと表現した。

(B委員) 繰越利益剰余金がマイナスとなっており、借入金もあるが、悪化しているというよりは状態は安定していると見て良いか。

(C委員) 短期借入金がないことは良いことである。

(B委員) 平成28年9月期から平成29年9月期にかけては、長期借入金は返済傾向にあるが、平成30年9月期では大きく増えているようである。

(C委員) 平成30年9月期を見ると確かに増えている。どこの銀行と取引があるかはわからないし、勘定内訳明細がないため何とも言えない。貸借対照表と損益計算書を見ると、営業段階で損失が出ており、営業利益で賄い切れていないのが現状である。ただし、雑収入が多くなっており、おそらく、指定管理業務における収入をもってプラスになっているのでは。

(D委員) 平成30年9月期において、未収入金が大きく計上されている。長期借入金がこれにぶつかったのではと思うが。

(C委員) この未収入金と雑収入がほぼ一致している。

(D委員) 未収入金は普通、短期借入金にぶつけるものであるが、長期にぶつけた理由がよくわからない。基本的に未収入金は短期で回収できるものであるが、長期借入金にぶつけたのは、何か理由があるのではないか。

(C委員) 勘定内訳明細がないので何とも言えない。

(B委員) 事務局へ質問であるが、雑収入の内訳など、決算書における具体的な勘定をヒアリングの際に質問しても良いのか。

(事務局) 構わない。

(B委員) 消費税10%となっても利用料金は据え置くと記載があるが、そういうものなのか。

(事務局) 利用料金の額は条例で定めた使用料を上限額として、あらかじめ市長の承認を受けた上で、指定管理者が定めることとなる。10月より消費税増税となり、一時駐車100円、200円については、条例上金額の改定はない。条例上改定があるのは、定期駐車の利用料金で、1,000円が1,010円、1,500円が1,520円、2,500円が2,540円に改定されたが、改定時に現指定管理者である応募団体

より聞き取り調査を行ったところ、利用料金の改定を行うと、10円単位の利用料金となることで利用者が敬遠し、減少することが懸念されるため据え置くという方針であった。次期指定管理者としての考え方も同様で、条例上の上限額によらず、現在と同額とする提案である。

(委員長) ほかには無いようなのでこれで書類審査は終わりとする。具体的な質問は次のヒアリング審査の中で聞けると思うので、積極的な質問をお願いします。

#### (4) ヒアリング審査（プレゼンテーションと質疑応答）

- ・事務局よりヒアリング審査の進め方について資料に基づき説明

- ・プレゼンテーション

応募団体による提案内容の説明

- ・質疑応答

(D委員) この駐輪場が出来た当初より応募団体が管理運営しているのか。

(説明員) 当初は、北九州のNPO法人が受託している。弊社は平成29年度より指定管理者となり2年半が経過した。

(D委員) 最近の利用状況の推移は、台数は増えたのか。

(説明員) 平成28年度と平成29年度で比較すると、利用台数で111%、利用料金で107%と増加となっており、平成30年度はおおむね維持している状況である。

(D委員) 増やそうと思っても増えるものでもないのではなかなか難しいところはある。

(説明員) そのとおりであるが、通勤通学者への周知など利用促進に力を入れ、サービスや防犯対策などを行い、安心して自転車を預けてもらえる環境を整えていく。

(E委員) 駅周辺の放置自転車対策として、巡回時に警告書を発行し車両番号や特徴を記載すると説明があったが、どこまで権限があるのか。札を張り付けるところまではできるのか。

(説明員) 放置自転車を抑制し、駐輪場への移動を促すことを目的としたもので、通行の邪魔となる放置自転車を発見した際は、防犯登録番号や特徴を控えているが、駐輪禁止の警告書ではなく、啓発と駐輪場を案内する札を張り付けるものである。また、駐車しようとしている者については、声掛けを行っている。

(E委員) 通行の邪魔になっていても自転車の移動はしないのか。

(説明員) そうである。長期に駐車されているものは、行政の方で時間を決めて撤去している手法をとっている。

(E委員) 下関駅南については、利用率が低い。下関駅北と同じ100円なのか。

(説明員) そうである。

(E委員) 需要がないところに設置された駐輪場となっているが、増加するための利用促進策は何かあるのか。

(説明員) 下関駅南については、シーモールや大丸などの従業員が利用している。営業を行っているが、建物の中に従業員専用の駐輪場があるため、厳しい状況となっている。

(C委員) 3点ほど伺います。まずは、働き方改革についてである。警察のOBを採用しマニュアル化していると言われていたが、4月に働き方改革が施行された中で、変わってきているところ、今後変えていくこと、また、コンビニも夜間営業の短縮をしてい

る中で、先ほど定期購入者の申し出に対応した営業の延長をしているとあったが、働き方改革として考えられていることをお聞きしたい。

次に犯対策についてである。防犯カメラを設置したいという話もあったが、先日テレビで、自転車に盗難ブザーを取り付けることで盗難防止をするという特集があったが、防犯対策として何か考えていることはあるのか。

最後に、全国で水害被害が多い状況となっているが、危機管理として水害対策について何かお考えはあるか。市の部長会があるかぽーとで行われたというニュースが先日流れていたが、下関市は海に面した立地のため、水害には弱いと感じている。駐輪場における水害対策についてお聞きしたい。

(説明員) まず、働き方改革についてであるが、スタッフの負担にならないように気を配っている。ポスト数は決まっているが、雇用数を増やし、いつでも休みが取れ、ゆっくり仕事ができる環境を整えている。時間延長については、利用者の利便性を考慮したもので、ひと月の内1時間という決まった時間のみの残業を行うこととしている。

次に、防犯対策についてであるが、防犯を抑止するという意味で、照明が切れた状態にはせず、明るい環境、暗いところをつくらない。また、監視カメラの設置を考えているが、監視カメラを設置しているという掲示を目につくところに多数掲示することで、防犯対策につながると考えている。

最後に、水害対策についてであるが、まだそこまで考えていない。

(A委員) 応募書類の職員の配置、研修計画等において、組織図の記載があるが、現場正副責任者2名というのはA責任者とB副責任者で良いか。また、年間労働日数が365日とあり休みがないのではと見て取れるが。

(説明員) A責任者とB副責任者である。あくまでもポスト数である。

(A委員) 複数人で対応するということか。

(説明員) そのとおり

(A委員) 北駐輪場 常駐1.5名というのは。

(説明員) 1日の内、早番と遅番があり、スタッフが重なっている時間帯があるため、そのように表記したものである。

(A委員) 再委託の予定で駐輪機器のメンテと機器の故障対応の2つが記載されている。メンテは設置業者対応となっているが、危機故障は設置業者以外でもできるのか。

(説明員) 緊急対応業務として再委託している。夜間に機器の故障や不具合などにより自転車が出庫できない場合にALSOKが出動し出庫対応する業務である。

(A委員) 機器自体の故障対応ではなく、応急的な対応をするということか。

(説明員) そうである。

(A委員) 自主事業の提案を3つほど提案されている。現在実施している自主事業以外に新たな事業は検討していないのか。

(説明員) 提案内容は、現在実施している事業だけである。新たな事業を行う場合は、その都度相談させていただく。

(B委員) 書類審査で上がった意見であるが、直近の決算書において、雑収入が大きくなっているが、長期借入金、未収入金と関係があるのではとの意見が出た。答えられる範囲で構わないのでお答えいただきたい。

(説明員) 手元に決算書がないため、お答えできないところもあるが、雑収入については、昨年度末から今年度の初めにかけて事業所の売却を行ったものである。

(B委員) 雑収入の内訳は事業所売却によるものということか。

(説明員) そうである。

(B委員) 質問ではなく、提案である。ロードバイクのプロリーグ誘致の話があったが、ロードバイクの企画については、魅力がある、盛り上がるといった雰囲気があり、他県より多くの人を誘致することができるものとなっている。下関市だけで行うのは難しいが、他市の取組みと抱き合わせることで企画としては成立するのではと感じている。下関市が副業で注目されているのは釣りである。釣りをする海が多いというのが魅力であり、その財源を活かすことで多くの人を呼び込める。そのため、例えば釣りを財源としたイベントとロードバイクとを組み合わせることで、魅力ある面白い企画になるのではと思う。

(委員長) ほかになければ、時間になったのでプレゼンテーションはこれで終了する。

#### (5) 評価、採点及び審査結果

- ・各委員が提出書類及びヒアリングに基づき採点
- ・採点結果を発表

(委員長) この表のとおりの結果となり、株式会社ブランドゥは393点となる。なお、審査項目である「団体の理念・経営状態」から「経済性」までの13項目の配点であるが、5人の合計が最低制限基準である270点を超えているので、選定の条件を満たしていることを報告する。

この採点結果を受けて、選定委員会としての意見を決定する。各委員から何か意見等はあるか。

(委員一同意見なし)

#### (6) 指定管理候補者の推薦団体の決定及び講評

(委員長) 先ほども報告したが、あらかじめ設定した最低制限基準も満たしているので、書類審査とヒアリング審査の結果として、株式会社ブランドゥを指定管理候補者と決定し、市長に答申したいと思うが良いか。

(委員一同) 異議なし

(委員長) 講評に移る。この度は一団体のみの公募で、比較団体もなく競争性はなかったが、株式会社ブランドゥを指定管理候補者とする主な理由、優れていた点を選定委員会としてまとめたい。それぞれ意見を伺う。

(D委員) 実績を伸ばすことは難しい業種であるが、順調に伸ばしてきていることは非常に良い。市内企業でもあり、引き続き管理運営してほしい。

(E委員) 自主事業で提案のあったレンタサイクルであるが、軽快車ではなく、電動アシストスポーツバイクといった高価な自転車を持っている。下関駅という抜群の立地にある駐輪場であるため、もっとアピールすれば良いと思う。

(A委員) これまでの実績も十分にある。また、市内において他の指定管理もされていることから、引き続き管理運営してほしい。

(C委員) 皆と同意見である。

(B委員) 下関市の持っている資源を自転車と絡めることでやりやすいのではと思う。下関市には九州にはない歴史や景観があり、自転車との相性も良いと感じるが、そういった取り組みをしたいという意思が感じられた。この指定管理を通じて、下関市をもっと盛り上げて行ってほしい。

(委員長) では、各委員から出た意見をもって、選定委員会としての講評としたいと思う。最後に、本日の審査結果の市長への答申の作成については、速やかに結果通知を行なうために、委員長一任で処理させていただくということでも良いか。

(委員一同了承)

(7) 今後のスケジュール

- ・事務局より資料に基づき説明

5 閉会